

チケット流通センター利用規約

この規約(以下「本利用規約」といいます。)は、株式会社ウェイブダッシュ(以下「弊社」といいます。)が運営するインターネットサービス「チケット流通センター」において、弊社が提供する各種サービスの利用の諸条件を定めるものです。チケット流通センターは、行けなくなった興行のチケットや施設の入場券、その他チケット類などを売りたい方と、そのチケットを買いたい方に売買の場と機会を提供するサービスです。売買の契約は売り手と買い手との間で直接成立します。チケット流通センターを利用する方(販売または購入をする方以外も含まれます。)は、本利用規約([プライバシーポリシー](#)・ [チケット流通センター内の個別機能向け規約](#)・ [ご利用ガイド](#)・その他ガイド・特定のチケットについて定められた独自ルール等も含まれます。以下同じ。)に同意しない限り、チケット流通センターを利用できないものとします。

第1条 会員登録および会員資格

1. チケット流通センターを利用して、チケットを販売する方(売り手)、または購入しようとする方(買い手)は、弊社が定める必要事項(以下「会員情報」といいます。)を入力し、会員登録の手続きを行う必要があります(当該会員登録の手続きを行われた方を以下「会員」といい、当該会員登録の手続きを行うことなくチケット流通センターを利用される方と会員を含めて以下「ユーザー」といいます。)。
2. 18歳以上の方で、日本語の理解、読み書きができ、本利用規約を遵守することを約束していただける日本国内に在住の方のみご利用いただけます。
3. 会員は、会員情報や金融機関口座等の情報が登録時より変更になった場合には、自己の責任において、速やかに弊社の定める変更手続きを行うものとします。
4. 会員が会員情報として登録する電子メールアドレスは、会員本人のみが使用する電子メールアドレスに限られるものとし、他人の電子メールアドレスを登録してはならないものとします。
5. 会員は、会員情報として登録したIDおよびパスワード(以下「ID・パスワード」といいます。)を自己の責任の下で厳重に管理し、第三者に譲渡、貸与、利用させてはならないものとします。また、会員が登録できるID・パスワードは1人につき1つのみとし、複数のID・パスワードを登録してはならないものとします。
6. 弊社は、ログイン画面に入力されたID・パスワードを弊社の記録と照合し、これらの一致を確認して取り扱った場合には、ログアウト前の一連の通信は当該ID・パスワードを会員情報として登録した会員によって行われているものとみなします。この際、IDまたはパスワードの偽造、盗用、不正使用、無権限使用その他の事故があった場合でも、弊社はかかる事由により生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。
7. 会員は、本利用規約に基づく会員としての地位および資格を第三者に譲渡または貸与してはならないものとします。

第2条 禁止事項・会員資格の取り消し等

会員は、チケット流通センターの利用に際して、以下に掲げる各号の行為を行ってはならないものとし、万一、いずれかに該当した場合には、弊社は、直ちに当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。また、会員がこれらの行為等を行った、または行うおそれがあると弊社が判断した場合、当該行為が関連する取引に関するサービスを停止させることができるものとします。

(1) ID・パスワードを不正に使用する行為(第1条第4項、第5項または第7項に違反する場合を含みますが、これらに限定されません。)

- (2) チケット流通センターを不正に使用する行為
- (3) 虚偽の会員情報を登録する行為
- (4) 同一住所において弊社の定める基準を超える数の会員登録をする行為
- (5) 他の会員、第三者もしくは弊社の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他の権利、利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) 他の会員、第三者もしくは弊社の財産を侵害する行為、またはそれらのおそれのある行為
- (7) 他の会員、第三者または弊社への誹謗中傷、名誉毀損、信用毀損をする行為、またはそれらのおそれのある行為
- (8) 前各号のほか、弊社または第三者に不利益および損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- (9) 転売目的で購入したチケットを掲載する行為または転売目的でチケットを購入する行為
- (10) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (11) 公序良俗に反する情報を第三者へ提供する行為
- (12) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為
- (13) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- (14) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
- (15) 政治、宗教、風俗に関する行為またはこれに類する行為
- (16) チケット販売以外の行為で、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為
- (17) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、弊社または第三者のシステムに送信または書き込む行為
- (18) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、チケット流通センターを通じてもしくはチケット流通センターに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (19) チケット流通センターのサービスおよびプログラムを複製、翻案または改変等する行為
- (20) チケット流通センターをチケットの売買取引を遂行する目的以外の目的で使用する行為
- (21) 日本国外への掲載チケットの発送、または日本国外からの掲載チケットの発送
- (22) 在庫保証を条件とする【チケエク】(在庫保証)取引でチケットを発送しない行為または他のルートでチケットを販売する行為
- (23) チケット流通センターの運営を妨害する行為
- (24) 本利用規約に違反する行為
- (25) その他、弊社が、チケット流通センターの利用について不相当と判断する行為

第2条の2 反社会的勢力との関係の禁止

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらの者を「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 会員は、前二項の表明および確約に反して、暴力団員等または前二項各号のいずれかに該当することが判明したときは、弊社は何らの催告をせず、本利用規約に基づく一切の契約を解除することができ、会員はこれに何ら異議を申し立てないものとします。

第3条 個人情報の取扱いに関する同意

個人情報の取扱いについては[プライバシーポリシー](#)で別途定めます。

第4条 売り手、買い手が負担する費用

1. 売り手は以下の料金、費用を負担するものとします。詳細は[売り手が負担する料金、費用](#)をご確認ください。

(1) 仲介手数料

売り手と買い手の間で取引が成立した場合において、弊社が買い手のチケット受取完了を確認した後、売り手は弊社に対して[所定の仲介手数料](#)を支払うものとします。

(2) チケット発送費用

すべての取引において、売り手が買い手にチケットを受渡すために必要となる発送費および売り手の交通費等の費用については、売り手が負担するものとします。なお、[あんしん配送サービス](#)を利用する場合において、売り手がチケ流配送センター（マイページの「発送先の確認」画面で指定する発送先をいいます。）へチケットを発送する費用も売り手が負担するものとします。

(3) チケットの返送料

買い手による第12条または第15条に基づく取引キャンセルの場合におけるチケット返送の際の送料は、売り手が負担するものとします。

(4) キャンセル料

以下のいずれかに該当した場合には、売り手は弊社に対して[所定のキャンセル料](#)を支払うものとします。

(ア) 第12条により取引がキャンセルとなった場合

(イ) 売り手による「在庫あり」との連絡後において、本利用規約または「[チケット掲載のルール](#)」に違反する行為およびチケット掲載内容の不備手違いやミスならびにチケットの不在等を含む売り手側の原因によって取引不成立となった場合

(5) 再振込手数料

弊社が売り手にチケット代金を振り込む際に、売り手が登録した金融機関口座に該当がなく再振込みが発生した場合、売り手は弊社に対して[所定の再振込手数料](#)を支払うものとします。

(6) その他、売り手が負担する料金、費用

その他、売り手は以下の料金、費用について負担するものとします。

(ア) 売り手側の責めに帰すべき事由により、追加で発生した取引履行に必要な料金、費用

(イ) 売り手が弊社に対して、本条に定める料金、費用を口座振込により支払う際の振込手数料(弊社が売り手に対して口座振込による支払を依頼した場合も含む)

(ウ) あんしん配送サービスを利用する取引で、売り手がチケ物流配送センターにチケットを発送する際に、チケット以外の物品を同封した場合において、以後の対応のために追加で発生した作業費および送料

2. 買い手は以下の料金、費用を負担するものとします。詳細は[買い手が負担する料金、費用](#)をご確認ください。

(1) チケット代金

買い手は弊社に対して売り手が定めたチケット代金を支払うものとします。

(2) チケット受取費用

[受渡し指定]または[同行募集]の取引において、チケットの受渡しにかかる買い手の交通費等、買い手が売り手からチケットを受け取るために必要となる費用および【発券番号】(店舗等でチケットを発券するために必要な情報で、チケット代金を売り手において支払済みのものをいいます。)の取引において、チケットを発券する際の手数料は買い手が負担するものとします。

※[同行募集]とは、入場の際し、売り手が買い手と同時に入場することを確約する取引方法をいいます。

(3) 事務手数料

買い手はチケット代金毎に、弊社に対して[所定の事務手数料](#)を支払うものとします。なお、以下の場合、事務手数料はご返金いたしませんのでご注意ください。

(ア) 第16条に基づくチケット代金返金の場合

(イ) 買い手からの重複入金、注文キャンセル後の入金、入金期限を過ぎた入金を弊社が確認した場合など(チケット流通センターおよび決済代行会社・コンビニ各社のシステム障害、遅延も含まれます。以下同じ。)において、弊社が買い手へチケット代金等を返金する場合

(4) あんしん配送サービス利用料

買い手があんしん配送サービスの利用申込みをした場合、弊社に対して[所定のサービス利用料](#)を支払うものとします。なお、第16条に基づき強制終了・解除となる取引において、売り手からの「発送完了連絡」がなされている場合、当該サービス利用料のご返金はいたしません。

(5) 金融機関等へ支払う振込手数料等

買い手がチケット代金、事務手数料、あんしん配送サービス利用料等を弊社に支払う際に金融機関等へ支払う振込手数料、分割手数料等は買い手が負担するものとします。なお、本利用規約に基づき弊社が買い手に対しチケット代金等を返金する場合であっても、弊社および売り手は当該手数料等を補填、補償等はせず、買い手が負担するものとします。

(6) 再振込手数料

本利用規約に基づき弊社が買い手にチケット代金等を返金する場合に、買い手が登録した金融機関口座に該当がなく再振込が発生した場合、買い手は弊社に対して[所定の再振込手数料](#)を支払うものとします。

(7) その他、買い手が負担する料金、費用

その他、買い手は以下の料金、費用について負担するものとします。

(ア) 買い手側の責めに帰すべき事由により、追加で発生した取引履行に必要な料金、費用

(イ) 第16条に基づき、買い手が売り手へチケットを返還する場合の送料

(ウ) 買い手からの重複入金、注文キャンセル後の入金、入金期限を過ぎた入金を弊社が確認した場合などにおいて、弊社が買い手へチケット代金等を返金する際の振込手数料の実費

(エ) 買い手が、クレジットカードで分割・リボ払いによる支払いを行う場合におけるクレジットカード会社所定の手数料等

(オ) 買い手が、PayPalによる支払いを行う場合におけるPayPal Pte.ltd.所定の手数料等

3. 弊社が会員に対して、チケット代金等を送金または返金する場合には、会員が負担する料金、費用の一部または全部を控除することができるものとします。なお、当該会員において送金または返金の原因となる取引と別の取引が成立した場合には、別取引のチケット代金等からも控除できるものとします。

第5条 売り手によるチケットの掲載、掲載削除

1. 売り手は、第19条に定める本人確認が完了していない場合、チケットの掲載後速やかに同条に定める本人確認手続きを行うものとします。

2. 売り手は、チケットを掲載するときは、「[チケット掲載のルール](#)」を必ず熟読のうえ、チケット掲載フォームに弊社所定の事項を入力し、送信するものとします。

3. 弊社は、売り手の掲載したチケットの掲載数が弊社の定める基準に達した場合、当該売り手の掲載を制限することができるものとします。

4. 弊社は、売り手の掲載したチケットが以下の各号のいずれかに該当した場合、または「[チケット掲載のルール](#)」に違反した場合には、当該チケットの掲載を削除できるものとし、取引中の場合には、ただちにキャンセルすることができるものとします。

(1) 次項に定める掲載期間中に売買が成立しなかったとき

(2) 【通常取引】(チケエクを選択しなかった場合)において、注文が入ってから[所定の期限内](#)に売り手から在庫連絡の手続きがなされなかったとき

(3) 公演の主催者からチケットを購入した本人のみが使用可能なチケットで、買い手が購入しても使用できないことが明らかとなるとき

(4) 公演日(公演が2日以上にわたって行われる場合には当該期間の初日をいいます。以下同じ。)を偽って掲載したことが判明したとき

(5) 公序良俗に反する催し物に関するチケットであるとき

(6) 掲載されたチケットに係る公演が、理由の如何を問わず中止、延期または振替等(以下「中止等」といいます。)となったとき

(7) 第19条に定める本人確認手続きを実施する場合において、弊社が送付する電子メールに記載された有効期限までに本人確認が完了しなかったとき

(8) 弊社が送付する住所確認コードが記載された書面に記載のある有効期限までに、住所確認コードが未入力するとき

(9) チケット代金が未払いの状態で開催されたとき

(10) 【[発券番号](#)】の取引において、当該チケットの発券期間が終了していることが判明したとき

(11) 掲載情報が不足しているとき、または不正確、不明瞭な表現であるとき

(12) 転売目的に購入され、法令(各都道府県の条例を含みます。)違反に該当する可能性があるとして弊社が推測するとき

(13) その他弊社が掲載不可と判断したとき

5. 売り手がチケットを掲載できる期間は、下記各号のとおり取引の種類別に定めるものとします。

(1) [【紙チケット】\(郵送・宅配便\)](#)

(2) [【紙チケット】\(受渡し指定・同行募集\)](#)

(3) [【電子チケット】\(電子チケットの同行募集含む。以下同じ。\)](#)

(4) [【発券番号】](#)

6. 売り手は、掲載したチケットについての説明が真実かつ最新のものであることおよび掲載したチケットを買い手が使用できることを保証するものとします。

7. 売り手および買い手は、以下のいずれかに該当する場合には、あんしん配送サービスを利用することはできないものとします。

- (1) 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引の場合
- (2) 未到着または発券期間前のためチケットが売り手の手元がない場合
- (3) 【通常取引】で公演日の12日前、【チケエク】で公演日の10日前を経過した場合

8. 売り手が掲載を希望する公演名がチケット流通センターに登録されていない場合には、[公演名追加依頼フォーム](#)から申請してください。弊社において内容を確認後、原則として3営業日以内に公演名を追加させていただきます。ただし、弊社は、下記のいずれかに該当する場合は公演名を追加しないことができるものとします。

- (1) 公演日が迫っているもの
- (2) 公演内容が不明瞭または確認できないもの
- (3) その他弊社が不適切と判断したもの

9. 売り手は、掲載したチケットが他のルートで販売された場合等、チケット流通センターでチケットを販売する必要がなくなったときは、その時点で必ず、売り手自身で掲載を削除しなければならないものとします。

第6条 座席未定チケットについての特則

売り手は、座席未定のチケット(掲載時点で売り手が座席を確認できないものに限ります。)を掲載する場合には、第5条各項および下記各号の条件を全て承諾した場合のみ掲載できるものとします。ただし、売り手が承諾した場合といえども、弊社は、弊社の判断により掲載を削除することができるものとし、売り手はこの旨を予め承諾するものとします。

- (1) 当選済みであり、間違いなく確実にチケットの入手が可能であること。
- (2) チケットが売り手に到着次第、ただちに買い手へ発送または受渡すことが可能であり、かつ、第10条に定める発送期限・到着期限に間に合うこと。
- (3) チケット掲載にあたって、座席情報を記載する際には、買い手が掲載情報を見たときに、売り手の手元にチケットが届いていないことについて、確実に判別がつくように記載すること。

第7条 買い手によるチケット注文時の注意事項

1. 買い手は、チケットを注文するときは、購入を希望するチケットの注文フォームに弊社所定の事項を入力し、送信するものとします。
2. チケット流通センターに掲載されたチケットに関する情報(以下「チケット情報」といいます。)は、売り手自身がチケット流通センター宛に送信した情報そのものであり、弊社はその内容について保証いたしません。
3. 日時、会場名、座席の位置や出演者等の公演情報、【発券番号】および【電子チケット】の取引における具体的な受渡し方法等については、買い手の責任でお調べいただき、ご納得のうえで注文するものとします。
4. FC優先席、プロモーター優先、先行予約席、優先取得席等を含め、席番が不明確である座席未定のチケットが良い席であるという保証は全くありません。受け取ってから思ったよりも悪い席だったとしても返品返金は一切受け付けません。
5. 弊社はチケットの発送手段や配達日時および発送日時の指定はお受けできません。
6. チケットの発送元および発送先住所は日本国内に限ります。

7. 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引におけるチケットの受渡し方法は、売り手がチケット情報に記載した「取引方法」および「取引方法の説明」によるものとします。ただし、「取引方法の説明」については、買い手の入金後に買い手および売り手が連絡ボード(マイページ上に設置されるメッセージ機能をいいます。)上で合意することにより変更できるものとします。詳しくは、「[チケット注文時の注意事項](#)」をご確認ください。

8. 値引きなどの価格交渉は一切できないものとします。

9. 弊社は、いたずらやチケットの一時的な確保、転売を目的とした利用等を防止するため、会員のチケットの注文数やチケット流通センターのご利用を制限することができるものとします。

第8条 売り手による在庫確認

1. 【通常取引】の場合

(1) 売り手は、弊社からの在庫確認連絡を受け取るために、1日に1回以上はメールを受信し、マイページ(ログイン後にあるチケット販売またはチケット購入の手続き等を管理するページをいいます。)を閲覧するものとします。

(2) 売り手は、弊社から在庫確認のメールを受信した場合は、[所定の期限内](#)に在庫の有無の確認を行い、マイページ上の該当取引画面から在庫連絡を実施するものとします。

(3) 弊社は、前号の期限内に売り手による在庫連絡の手続きがなされなかった場合には、「在庫なし」と判断し、買い手に対してその旨をメールにより通知し、掲載されたチケット情報を削除するものとします。

2. 【[チケエク](#)】(在庫保証)の場合

(1) 売り手は、掲載時点でチケットの在庫保証を行うものとし、買い手からの注文と同時に「在庫あり」との連絡を完了したものとみなします。

(2) 弊社は、売り手に対し在庫確認連絡を行わないものとします。

第9条 チケット代金の収受および引渡の委託

1. 売り手は、掲載したチケットが売れた場合、買い手からのチケット代金の収納代行業務を、弊社に委託するものとします。なお、弊社が買い手からチケット代金を受領したときに、買い手の売り手に対するチケット代金支払債務は消滅するものとします。

2. 下記のいずれかに該当する場合、弊社は、売り手への送金を留保するものとします。

(1) 第19条に定める本人確認が完了していない場合または住所確認が必要な場合に住所確認が完了していない場合

(2) 売り手が弊社に対し指定した金融機関口座が本人名義ではない場合または日本国内に所在する金融機関本支店口座ではない場合

3. 第14条第1項第2号の受取確定通知を受領するまでの期間および公演日を経過するまでの期間ならびに前項の場合において、送金の留保により売り手が損害を被った場合といえども、弊社は一切の責任を負わないものとし、また、留保後売り手に送金することとなった場合においても、弊社は金利等の負担を一切しないことを、売り手はあらかじめ承諾するものとします。

第10条 売り手から買い手に対するチケットの発送期限、取引方法、受渡し期限、発送完了連絡および発送遅延連絡

1. 【紙チケット】(郵送・宅配便)/(あんしん配送サービス)の取引の場合

(1) 売り手は、買い手(あんしん配送サービスをご利用される場合はチケ流配送センター)に対し、弊社からのチケット発送依頼のメールに記載された発送期限までに、チケットを発送するものとします。また、チケットを発送した場合には、発送当日中にマイページにて発送完了連絡を必ず行うものとします。なお、詳細は「[発送期限\(郵送・宅配便/あんしん配送サービス\)](#)」をご確認ください。

(2) 売り手は、前号の発送期限内にチケットの発送ができない場合には、同期限内にマイページの発送遅延連絡フォームにて遅延理由と新たな発送予定日(指定日時)を連絡するものとします。

(3) 売り手は、チケットを発送する場合には、弊社、運送会社、売り手および買い手にて荷物の配達状況が確認可能かつ受取時にサイン(受領印)が必要な発送方法でチケットを発送するものとし、客観的に受取確認を行うことが困難な発送方法を利用してはならないものとします。なお、詳細は「[発送方法\(郵送・宅配便/あんしん配送サービス\)](#)」をご確認ください。

(4) 発送期限内に本条第1項第2号の発送遅延連絡が無い場合または発送遅延連絡の有無にかかわらず、所定の到着期限([郵送・宅配便/あんしん配送サービス](#))までに買い手またはチケ流配送センターにチケットが届かなかった場合には、第12条の定めのとおり、取引がキャンセルとなり、[所定のキャンセル料](#)が発生する場合があります。

(5) あんしん配送サービスを利用した取引において、売買が成立したチケットに関し、売り手が、チケットをチケ流配送センターに発送することなく公演日を経過した場合または発送完了連絡の処理を行うことなく公演日を経過した場合、弊社は当該売買に係る取引をキャンセルできるものとします。

2. 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引の場合

(1) 売り手は、チケット情報の「取引方法」および「取引方法の説明」に記載した内容に基づいて、発送予定日(指定日時)までに買い手にチケット(【発券番号】の取引の場合には発券に必要な情報)を受渡すものとします。ただし、買い手の入金後に連絡ボードを使用して売り手と買い手が合意した場合には、「取引方法の説明」に記載した内容について、変更できるものとします。

(2) 売り手は、チケット情報に「発送予定日未定」と記載したチケットの場合には、連絡ボードを使用して買い手と発送予定日(指定日時)を決めるものとします。

(3) 売り手は、チケットの受渡し完了した場合には、速やかにマイページにて発送完了連絡を行うものとします。また、売り手および買い手は受渡しについて売り手以外の第三者に委任・代理等させてはならないものとします。

(4) チケットの受渡しに関しては、売り手および買い手の自己責任において行うものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。

(5) チケットの受渡しに関して問題が発生した場合には、連絡ボードを使用して売り手と買い手で話し合いをするものとし、相当期間の間に話し合いにより解決しない場合には、弊社は当該取引の処理などについて、独自に判断することができるものとします。

第11条 買い手によるチケット代金の入金期限等

1. 買い手は、チケットの注文をした場合には、[所定の入金期限](#)までに、当該チケットの代金を弊社に入金するものとします。詳細は、ご注文入力時のご案内およびご注文入力完了後に送信される「ご注文の控え」メールで必ずご確認ください。

2. 買い手が、弊社に入金する際に、クレジットカードまたはPayPalを利用する場合には、弊社は、買い手の支払いの金額、回数等について、制限することができるものとし、その制限を受ける買い手は、この旨をあらかじめ了承し、何らの異議も申し出ることができないものとします。利用可能な支払方法および支払いに関する詳細については、「[チケット代金の支払方法](#)」をご確認ください。

3. 買い手は、入金前に注文キャンセルを行う場合には、必ずマイページにて当該注文のキャンセル手続きをしなければならないものとします。理由の如何にかかわらず、買い手が無断キャンセルを行った場合には、弊社は、当該買い手によるチケット流通センターの全部または一部の利用を停止または中止することができるものとし、買い手はあらかじめこの旨承諾するものとします。

4. 買い手から入金前に注文キャンセルの処理がされた場合には、売り手にも自動メール送信されます。また、弊社が入金期限内に買い手が入金した事実を確認できなかった場合には、弊社から売り手に対して「入金なし」として注文のキャンセルの旨メールいたします。

5. キャンセル処理をした場合または弊社が入金期限内に買い手が入金した事実を確認できなかった場合には、いたずらによる注文や一時的な確保を目的とした注文を防ぐため、同一チケットの再注文はできないものとします。ただし、専用出品(特定の買い手に限り取引可能となる出品方法) の場合を除きます。

6. 買い手は、入金後の注文キャンセル、チケットの発送先の変更および公演の中止等によるチケットの返品・返金の請求はできないものとします。ただし、第12条、第15条または第16条に定める場合を除きます。

第12条 買い手による注文のキャンセル

1. 買い手は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合に限り、入金後といえども、注文をキャンセルすることができるものとします。ただし、買い手の責めによって以下の各号のいずれかの事由が発生したと弊社が判断した場合を除きます。

(1) 【紙チケット】(郵送・宅配便)の取引において、以下のいずれかに該当する場合

(ア) 以下のaからcのいずれかの発送予定日(発送期限日)の一番遅い日付から2日を経過しても、チケットの発送および発送完了連絡がなされないとき ※客観的に受渡しを確認できる場合は除く

- 弊社からのチケット発送依頼のメールに記載された発送期限
- チケット情報に記載された発送予定日
- 売り手による発送遅延連絡で設定された新たな発送予定日

(イ) 上記にかかわらず、所定の到着期限(郵送・宅配便/あんしん配送サービス)までに買い手またはチケット配送センターにチケットが届かなかったとき

(2) 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引において、以下のいずれかに該当する場合

(ア) 以下のいずれかの日時までに発送および発送完了連絡がなされない場合 ※客観的に受渡しを確認できる場合または売り手および買い手が別途期限につき合意している場合は除く

- 売買成立時にチケット情報に記載の発送予定日(指定日時)を経過していない場合には、売り手がチケット情報に記載した発送予定日(指定日時)
- チケット情報に発送予定日(指定日時)の記載がない場合、発送予定日未定で売り手および買い手が別途期限につき合意していない場合、または売買成立時にチケット情報に記載の発送予定日(指定日時)を超えている場合は以下の期限

弊社の入金確認日	発送および発送完了連絡の期限
開演時間の2時間前まで	以下のいずれか早い時点 ・弊社からの発送依頼メールに記載された 発送期限日から2日を経過した時点 ・開演時間の1時間前
開演時間の2時間前経過後(開演後も含む)	・弊社の入金確認から1時間以内

(イ) 売り手が、売り手以外の第三者に代理委託等してチケットの発送・受渡しを実施した場合

(3) 買い手から弊社へ入金済みの取引中チケットに関して、弊社から売り手に対して発送日、発送予定日などチケット情報に関することについての質問をした場合に、質問した日から2日以内に回答がなかったときで、この旨弊社から買い手に連絡を行った場合

(4) 第15条に定めるチケット情報の内容相違に該当する場合

2. 買い手が、注文をキャンセルする場合には、以下に定める手順により、キャンセル申請を行うものとしします。

(1) 【紙チケット】(郵送・宅配便)の場合

キャンセル希望の旨とその理由を、マイページの該当取引の問合せフォームよりご連絡ください。

(2) 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引の場合

キャンセル希望の旨とその理由を、マイページの該当取引の問合せフォームよりご連絡ください。ただし、売り手から発送完了連絡がされている場合は、事前にマイページの該当取引より送金停止依頼を実施してください。

3. 本条によるキャンセル後に、既に売り手が当該取引のチケットの発送および発送完了連絡を行っている場合または当該取引のチケットが買い手に到着している場合には、買い手は弊社が指定する期日までに、弊社が指定する方法により、売り手へチケットを着払いで返送するものとしします。

4. 本条により取引がキャンセルとなった場合、[買い手への返金方法](#)に定める方法により、買い手が弊社に対し実際に入金したチケット代金および事務手数料ならびに買い手があんしん配送サービスを利用している場合はあんしん配送サービス利用料を買い手に返金し、売り手に対してはチケット代金を送金しないものとしします。この場合の振込手数料は弊社負担としします。

第13条 買い手による受取完了連絡

1. 買い手は、下記各号の取引の種類別に定める期限までに、弊社に対し受取完了連絡をするものとしします。

(1) 【紙チケット】(郵送・宅配便)

(2) 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)

(3) 【電子チケット】

(4) 【発券番号】

2. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、買い手がチケットを受け取ったものとみなし、弊社が買い手に代わって受取完了連絡処理ができることに、買い手はあらかじめ同意するものとしします。

(1) 【紙チケット】(郵送・宅配便)の取引において、以下のいずれかに該当する場合

(ア) 本条第1項第1号に定める期間を経過しても受取完了連絡がない場合において、荷物番号の追跡等により弊社にて買い手によるチケットの受取が確認できた場合

(イ) 売り手が第10条第1項第3号で禁止されている発送方法を利用した場合や荷物番号を紛失した場合等、客観的に受取確認を行うことが困難な場合において、買い手による受取完了連絡がなく、弊社が買い手に対し指定した期日までに、チケットの受取が完了していない旨、買い手から連絡がない場合

(ウ) 本条第4項の定めによるチケットの再送後、買い手が再度当該チケットの受領を拒絶した場合やチケットを受け取れなかった場合において、本利用規約に基づく理由がないと弊社が判断した場合

(2) 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引において、本条第1項各号の取引の種類別に定める期限を経過しても受取完了連絡がなく、買い手より送金停止依頼がなされていない場合

3. 【紙チケット】(郵送・宅配便)の取引で、売り手が第10条第1項第3号で禁止されている発送方法を利用した場合や荷物番号を紛失した場合等、客観的に受取確認を行うことが困難な場合において、下記のいずれかに該当する場合には、弊社は第12条4項に定める方法および内容で、チケット代金等を買い手に返金するものとしします。

(1) 買い手による受取完了連絡がなく、弊社が当該買い手に対し指定した期日までに、チケットの受け取りが完了していない旨、買い手から連絡があった場合

(2) あんしん配送サービスを利用している場合において、弊社が指定した期日までにチケ物流配送センターへのチケットの到着が確認できない場合

4. 買い手の責めに帰すべき事由により、買い手がチケットを受け取れなかった場合やチケットの受領を拒絶した場合において、チケットが売り手または弊社に返送された場合、当該チケットを受領した売り手または弊社は着払いで当該チケットを買い手へ再送するものとします。

5. 買い手は、本条第2項第1号（ウ）に基づき、弊社により受取完了連絡処理がなされ、弊社が占有する当該チケットの所有権を、当該チケットに係る公演の公演日から6ヶ月を経過した日をもって放棄するものとし、弊社が自由に処分することを承諾するものとします。

第14条 所有権の移転、弊社から会員へのお振込み

1. 買い手は、以下の事項についてあらかじめ同意するものとします。

(1) チケット代金を弊社へ支払うこと

(2) 受取完了連絡または前条第2項各号の弊社による受取完了連絡処理(以下「受取確定通知」と総称します。)の完了時に、チケットの所有権が売り手から買い手へ移転すること

2. 弊社は、受取確定通知の完了後に、チケット代金から**売り手が負担する料金、費用**で定める費用を控除のうえ、残額を売り手の金融機関口座に電信扱いで振込みます。その際の振込手数料は弊社が負担します。

3. 会員が登録した金融機関口座に該当がなく、再振込が発生した場合は、第4条に定める再振込手数料を当該会員にご負担いただき、チケット代金から控除するものとします。

4. 第10条第2項第5号または第15条第3項に該当する場合は、当該取引について、弊社の判断により、取引成立またはキャンセルに伴う処理を実施できるものとします。

第15条 チケット内容相違、キャンセル処理方法等について

1. 以下の各号の場合については、チケット情報の内容が相違しているものとします。

(1) 買い手が注文したチケットと買い手が実際に受け取ったチケットの内容が全く違う場合

(2) 売り手の申し出によりチケット情報と実際のチケットの内容が相違していたことが明らかとなった場合

(3) [同行募集]の取引において、売り手が同時入場をしない場合

(4) 【発券番号】の取引において、買い手の責めによらずに、売り手から受領した発券情報によってチケットを発券できなかった場合

(5) 「**チケット掲載のルール**」に違反している場合

(6) 売り手が取引方法で選択した内容および「取引方法の説明」と相違する受渡し方法を実施し、買い手がチケットを受け取ることができなかった場合

2. 前項各号のいずれかに該当し、買い手が注文のキャンセルを申請する場合には、第12条第2項に定める方法でキャンセル申請を行うものとします。また、チケットの返送に関する事項は、第12条第3項の定めに従うものとします。

3. 【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【電子チケット】/【発券番号】の取引において、本条第1項各号に定める場合に該当するか否か弊社において判断ができない場合等、弊社が当事者による話し合いを行うことが相当と判断した場合には、買い手は、「送金停止依頼」により弊社へ連絡後、連絡ボードを使用して売り手と話し合いをするものとし、相当期間の間に話し合いにより解決しない場合には、弊社は当該取引の処理などについて、独自に判断することができるものとします。その結果、弊社が売り手へチケット代金等の送金を行うと判断したときは、「送金停止依頼」は解除されます。反対に、弊社が買い手へチケット代金等の返金を行うと判断した場合には、第12条第4項に定める方法および内容で、買い手に対し返金するものとします。

4. 弊社が買い手に対し、本利用規約に基づきチケット代金等の返金を行う場合には、事前に第19条に定める本人確認及び住所確認を行うことができるものとします。

5. 下記のいずれかに該当する場合、弊社は、買い手への返金を留保または中止するものとします。

(1) 買い手に対し第19条に定める本人確認または住所確認を実施する場合において、これらの確認が完了していない場合

(2) 買い手が弊社に対し指定した返金先の金融機関口座が本人名義ではない場合または日本国内に所在する金融機関本支店口座ではない場合

(3) 買い手が売り手に対しチケットを返還する必要がある場合に、弊社においてチケットの返還の完了が確認できない場合

6. 前項の場合において、当該返金の留保または中止により買い手が損害を被った場合といえども、弊社は一切の責任を負わないものとし、また、留保または中止後返金する旨が決定した場合においても、弊社は金利等の負担を一切しないことを、買い手はあらかじめ承諾するものとします。

第16条 取引の強制終了・解除

1. 取引中のチケットの公演が中止等となり、当該公演の主催者または主催者の関係者より正式に公演の中止等が発表された場合には、以下の各号のとおりとします。

(1) 第14条第2項による弊社から売り手への送金が完了している場合を除き、下記のいずれかに該当する場合には、弊社は、公演の中止等の発表がされたことを弊社が確認した時点で、売り手および買い手に対して事前に通知することなく、当該取引を強制的に終了または解除(以下「公演中止等による強制終了・解除」といいます。)できるものとします。この場合、当該取引は遡及的に無効になります。

(ア) 【紙チケット】(郵送・宅配便)/【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【発券番号】の取引において、公演の中止等の発表があった日の前日までに売り手による発送完了連絡がなされていない取引

(イ) 【発券番号】の取引のうち、チケット情報に記載の発券開始日(発券開始日が「未定」)のものは除きます。)の前日までに公演の中止等の発表があった取引

(ウ) 【電子チケット】の取引のうち、公演の中止等の発表を弊社が確認した時点における全ての取引

(2) 前号の場合において、公演中止等による強制終了・解除に伴い、買い手によるチケットの返還手続きが必要な場合については、以下のとおり定めるものとし、売り手および買い手は該当する手続きを協力のうえ実施するものとします。

(ア) 【紙チケット】(郵送・宅配便)の取引のうち、売り手が既にチケットを発送している場合または買い手がチケットを受け取っている場合には、買い手は弊社が指定する期日までに、送料買い手負担で弊社、運送会社、売り手および買い手にて荷物の配達状況が確認可能かつ受取時にサイン(受領印)が必要な発送方法でチケットを売り手にチケットを返送するものとし、客観的に受取確認を行うことが困難な発送方法を利用してはならないものとします。なお、この場合、弊社は状況に応じマイページにて一定期間売り手の情報を買い手に開示できるものとします。

(イ) 【紙チケット】(郵送・宅配便)の取引のうち、あんしん配送サービスを利用している場合において、売り手が既にチケ物流配送センターに対しチケットを発送していた場合には、弊社はチケ物流配送センターから買い手へチケットを送付するものとし、買い手は当該チケットを受領後に、売り手に対し前記(ア)と同様の方法および条件でチケットを返送しなければならないものとします。

(ウ) 【電子チケット】の取引のうち、弊社が別途指定する、分配機能があるもので既に買い手自身が払戻しの権利を保有している場合または【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)/【発券番号】の取引の場合には、売り手および買い手は、弊社が取引解除の電子メールを送信した日から14日以内に、連絡ボード上でチケットの返還に必要な事項を確認のうえ合意し、その合意内容に従い買い手は売り手に当該チケットを返還するものとします。

(3) 前号(ウ)の場合において期限内にチケット返還の合意が不可能な場合、弊社は買い手から受領済みのチケット代金等の処理について、買い手へ返金または売り手へ送金のいずれを実施することができるものとします。

(4) 本条第1項第2号の場合において、当該合意内容に従い買い手から売り手に対しチケット返還を要する場合にもかかわらず、期間内(期日が定められていない場合は相当期間内)に弊社においてチケット返還の事実を確認できない場合、弊社は受領済みのチケット代金を売り手に送金するものとします。

(5) 取引が公演中止等による強制終了・解除となった場合には、弊社は、第12条第4項に定める方法および内容に準じて、チケット代金等を買い手に返金するものとします。ただし、以下に定める料金に関しては返金対象外とします。

(ア) 事務手数料

(イ) あんしん配送サービスを利用し、売り手から「発送完了連絡」がなされている場合におけるあんしん配送サービス利用料

(6) 公演の中止等の発表があったことを弊社で確認した時点で既に第14条第2項による弊社から売り手への送金が完了している取引または上記各号のいずれにも該当しない取引については、基本的に弊社は別途対応いたしません。そのため、弊社で定めた方法以外による取引の終結方法を売り手または買い手が希望する場合、売り手および買い手が直接話し合いで解決するものとし、弊社は一切関与いたしません。

(7) 弊社は、上記各号に該当するか否かに関わらず、他の連絡手段の有無などを勘案し、弊社が必要と認めた場合に限り、売り手および買い手に対し、該当するチケット代金に関する問題の解決のためにより使用することを条件として、期日を指定して連絡ボードを開放する場合がございますが、当該話し合いにより定まった合意内容について弊社は一切責任を負わないものとします。

2. 前項に定める場合のほか、弊社は、以下の各号のいずれかに該当する取引については、売り手および買い手に対して事前に通知することなく、当該取引を強制的に終了または解除することができるものとします。この場合における、返品および返金に関する手続きは前項の場合に準じるものとします。ただし、返金の内容は、当該取引の状況、経緯等により弊社が独自に判断できるものとします。

(1) 売り手または買い手が、本利用規約に違反する行為をした、またはするおそれがあると弊社が判断した場合

(2) 連絡ボードを使用する取引において、売り手または買い手が連絡ボードを介して取引の相手方に連絡をしたにもかかわらず、当該相手方がなんら応答をしない場合において、下記のいずれかに該当する場合

(ア) 当該相手方が弊社からの連絡に対しても相当期間内になんら応答をしなかった場合

(イ) 連絡ボードを利用して当該取引に必要な情報のやり取りが困難であると弊社が判断した場合

(3) その他、取引を継続することが困難または不適切であると弊社が判断した場合

3. 本条により行った措置について、当該取引の売り手および買い手は、弊社および相手方に対しなんらの異議を申し出ないものとします。

第17条 弊社による売り手情報および買い手情報の開示

1. 【紙チケット】(郵送・宅配便)の取引(あんしん配送サービスについては本条第2項)

(1) 買い手からの入金があった場合、売り手による買い手へのチケット発送のために、買い手が発送先情報として登録した住所・氏名・電話番号(以下「発送先情報」といいます。)を売り手に開示します。買い手は、入金後の発送先情報の開示につき了承するものとします。なお、入金前に開示することはありません。

(2) 売り手は、自らの判断で下記住所および発送者名義でのチケット発送を行うことができるものとし、買い手は、売り手が当該方法によりチケット発送を行うことを承諾するものとします。ただし、売り手が下記名義を使用した結果、住所相違や保管期限切れなどの理由により、弊社宛にチケットが返送された場合、以後の対応にかかった費用を、当該返送の原因になったと弊社が判断した方に請求します。また、下記名義の使用承諾は、弊社が責任を負うことを意味するものではなく、配送遅延、配送事故、その他下記名義を使用したことにより発生した損害について、弊社は一切負担いたしません。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング11階
株式会社ウェイブダッシュ チケット流通センター

(3) 売り手が前号の名義により発送したか否かにかかわらず、弊社は、チケット代金を入金した買い手から要望があった場合または取引が強制終了・解除された場合には、売り手の会員情報のうち、売り手の住所・氏名・電話番号(以下「売り手個人情報」といいます。)を買い手に開示できるものとします。売り手は当該開示につき了承するものとします。

2. 【紙チケット】(郵送・宅配便)であんしん配送サービスを利用した取引および【紙チケット】(受渡し指定・同行募集)、【電子チケット】、【発券番号】の取引

以下の場合を除き、売り手および買い手に対して発送先情報および売り手個人情報の開示は行いません。なお、あんしん配送サービスを利用した取引において、下記各号のいずれかに該当し、情報の開示が行われる場合には、売り手は弊社による売り手個人情報の買い手への開示につき了承するものとし、弊社が買い手個人情報を売り手へ開示する場合には、買い手の承諾を得るものとします。

(1) 第12条、第15条または第16条の定めにより取引がキャンセルまたは強制終了・解除となりチケットの返還(以下「本チケット返還」といいます。)が発生した場合

(2) [プライバシーポリシー](#)第2条第1号に該当する場合

3. 売り手および買い手は、前各項により開示を受けた相手方の個人情報を含む、当サイトを通じて入手した情報については、当該情報が開示された目的(チケット売買取引の履行、本チケット返還、[プライバシーポリシー](#)第2条第1号)のためにのみ利用し、他の目的に利用しないものとします。

4. 売り手および買い手は、個人情報(売り手にとっては「発送先情報」、買い手にとっては「売り手個人情報」)を含む、当サイトを通じて入手した情報を他の目的のために利用した場合には、相手方より損害賠償請求を受ける可能性があることを互いに確認するものとします。

第18条 連絡方法

1. 取引毎の通知その他弊社から会員に対する通知は、会員が弊社にて登録済みの電子メールアドレス宛に電子メールにて送信する方法、チケット流通センターおよびマイページ上での告知または弊社が適当と認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員に対する通知が完了したものとみなします。会員は、弊社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負担するものとします。

3. 会員は、本サービスに関連して弊社が通知または開示した非公知の情報について、弊社の事前の書面による同意がある場合を除き、秘密情報として取り扱うものとします。秘密情報は第三者に一切開示してはならないものとします。会員が秘密情報を故意・過失を問わず第三者に開示・漏えいした場合は、弊社またはその情報についての関係者から損害賠償請求を受ける可能性があります。

第18条の2 連絡ボードについての特則

1. 売り手および買い手は、以下に定める事項について了承のうえ、連絡ボードを使用するものとします。

(1) 弊社および弊社と共同してチケットの販売またはリセールサービスを行う企業等の第三者は、連絡ボード上に売り手および買い手が投稿したメッセージまたは画像(以下総称して「メッセージ等」といいます。)についてその内容を確認できること

(2) 売り手および買い手は、一度投稿したメッセージ等を自ら削除できないこと

2. 売り手および買い手は、連絡ボードをチケットの取引についてのみ使用するものとし、チケットの取引と関係のないメッセージ等を投稿してはならないものとします。また、チケットの分配・受渡しに

必要な場合を除き、連絡ボード以外での連絡は禁止します。ただし、専用出品を利用する場合には、取引に必要なURLを共有する目的に限り、連絡ボード以外の連絡手段を利用できるものとします。

3. 弊社は、売り手または買い手により連絡ボードに投稿されたメッセージ等の内容が、チケットの取引と関係のない事項、本利用規約に違反する事項等、弊社が不適切と判断した場合には、当該取引の連絡ボードについて、使用の中止、投稿の全部または一部の削除等必要な措置をとることができるものとします。

4. 取引がキャンセルされた時点(ただし、次項に定める場合を除くものとします。)または第14条に定める売り手への送金が行われた時点で売り手および買い手は当該取引の連絡ボードを使用することができなくなるものとし、その後弊社所定の期間に限り当該取引の連絡ボードを閲覧することができるものとします。

5. 売り手および買い手は、弊社が必要と判断した場合に、弊社所定の期間に限り当該取引の連絡ボードを使用または閲覧することができるものとします。

6. 弊社は、必要と認めた場合には、売り手および買い手による連絡ボードの使用もしくは閲覧を中止し、または前二項に定める期間を延長もしくは短縮できるものとします。

7. 弊社は、連絡ボードに投稿された売り手または買い手のメッセージ等のデータをいつでも削除できるものとし、当該データの保存を保証しないものとします。

第19条 本人確認および住所確認

弊社は、偽造チケットの販売等によるトラブルを防止するため、もしくは本利用規約に違反する態様でのチケット流通センターのご利用を防止するため、会員の本人確認および必要に応じて住所確認を行います。

(1) 本人確認

会員は弊社の案内に従い、弊社所定の方法により本人の公的身分証明書(顔写真付の場合は1点、または顔写真なしの場合は2点)の画像をアップロードし、弊社は登録情報との一致を確認することにより本人確認を行います。

(2) 住所確認

弊社が必要と判断した場合、前号の本人確認に加えて住所確認を随時行います。会員は、弊社から住所確認を求められた場合、弊社所定の方法により住所確認コード発行を申請するものとします。当該申請後、会員は弊社が登録住所宛に送付する住所確認コードを受領し、本サイト上にて入力するものとします。弊社は入力された住所確認コードの一致を確認することにより、住所確認を行います。なお、会員は、初回の住所確認を完了してから12ヶ月毎に当該方法により住所確認を更新するものとします。

(3) 身分証明書による本人確認

前二号の規定にかかわらず、弊社は、初回、登録情報変更時、又は更新時の本人確認について、身分証明書の写し(コピー)の提出を要請することがあります。この場合、会員は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート、発行から3ヶ月以内の住民票で本人分のみかつ本籍および個人番号の記載のないものいずれか。以下同じ。)の写し(コピー)を以下のいずれかの方法で提出するものとし、弊社で身分証明書と登録情報の一致を確認後、本人確認が完了となります。なお、個人情報保護の観点から弊社がマスキング等を会員に要請する場合を除き、加工・修正(塗りつぶしなど)された身分証明書は無効とします。

1. ファックスでの提出

提出先：03-5532-2081

※お送りいただく書面内に身分証の他に氏名・直近の取引番号・登録電話番号等を明記のうえ、ファックス番号が送信先に記載される設定で送信し、ファックス機器、通信会社等の送信記録を次回更新時まで保管してください。身分証が不鮮明な場合等の連絡時に利用させていただきます。

2. 郵送での提出

提出先：〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング11階
株式会社ウェイブダッシュ
チケット仲介サービス部
チケット流通センター身分証係宛

※郵送事故を防止するため、「書留郵便」をご利用ください。

(4) 前各号の規定にかかわらず、会員は、別途弊社から要請された場合には、ただちに弊社が指定する方法により本人確認を行うものとします。

第20条 チケット流通センターアプリについての特則

ユーザーはチケット流通センターアプリ(以下「本アプリケーション」といいます。)を使用する場合、以下に定める事項について了承するものとします。

(1) ユーザーは、自己の費用と責任において、本アプリケーションのダウンロード・インストール・使用・削除を行うものとします。なお、本アプリケーションは、ダウンロードを行った端末でのみ使用できるものとします。

(2) ユーザーが本アプリケーションを使用するに際してインターネットにアクセスする場合は、当該アクセスについては、お客様の費用と責任において、端末等を準備、操作する必要があり、弊社は、当該アクセスに係る準備、操作、方法等につき一切関与しません。

(3) ユーザーが使用する端末の機能的制限、端末の電波状況、端末の設定、その他端末の故障等により、本アプリケーションで提供するサービスの一部または全部の提供を受けられないことがあります。

(4) 弊社は、ユーザーに予告することなく、本アプリケーションをバージョンアップすることができるものとします。

(5) ユーザーは、自己の費用と責任において、本アプリケーションのバージョンの確認を行い、最新のバージョンの本アプリケーションを使用するものとし、最新のバージョンを使用しない場合、本アプリケーションが正常に動作しない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

(6) 弊社は、本アプリケーションに関する技術的な相談、サポート、保守等のいかなる対応も行わないものとします。

(7) 弊社は、ユーザーが本条に掲げる事由等に起因して、本アプリケーションをご利用になれなかったとしても、それによりユーザーに生じた結果について、責任を負わないものとします。

第21条 知的財産権

チケット流通センター上に表示されている全ての文章、文字、画像、商標および標章等ならびにプログラム等に関して発生する著作権、商標権その他の知的財産権は、弊社または弊社への許諾権者へ帰属しています。ユーザーは、これらについて、事前に書面による弊社の承諾を得ることなく、複製、公開、送信(送信可能化を含む。)、頒布、譲渡、貸与、改変、転用等してはなりません。

第22条 本利用規約の改定

弊社は、事前の告知なしに本利用規約の全部または一部を改定することができるものとします。この場合、本利用規約の変更後にチケット流通センターを利用した会員は、変更後の規約を承諾したものとみなし、変更後の規約が適用されるものとします。

第23条 弊社の役割と免責について

1. 弊社は、売り手に対して、チケットの販売を保証いたしません。また、弊社は、売り手がチケット流通センターに掲載したチケットについて、買い取りを行いません。
2. 弊社は、売り手が掲載したチケットを、弊社の判断で削除したことにより、売り手に損害が発生した場合であっても、一切保証いたしません。
3. 弊社は、買い手に対して、チケットを獲得できることについて保証いたしません。また売り手が掲載したチケットの有効性については、売り手のみが保証するものであって弊社は保証いたしません。
4. 弊社は、会員間の売買契約の履行について本サービス内における郵送・譲渡の有無や売買契約の目的適合性等を本利用規約に則り独自に判断することがあります。もっとも、当該判断は本サービスに関する事項および弊社が確認できる範囲内の判断であり、当該売買契約の最終的な結論について弊社は責任を担保いたしません。
5. 弊社は、安定したチケット売買取引仲介システムを提供するために、チケット掲載・チケット注文手続きを制限する場合があります。売り手および買い手は、この制限を了承のうえチケット流通センターを利用するものとします。
6. 弊社は、売り手と買い手のためにチケット売買取引を仲介するシステムを提供する者であり、買い手から弊社への入金後に、当該チケットについて、売り手が他のルートで売却、紛失した事実、または掲載内容の相違等の事実が判明した場合は、ご入金いただいた代金を全額返金することを保証いたしますが、弊社が代用のチケットを手配・検索することはいたしません。また、弊社は、その公演を見に行くための交通費、宿泊費のキャンセル料や有給休暇に値する賃金やその他付随費用は一切負担せず、損害賠償にも応じません。
7. 弊社は、以下の各号の事由が発生した場合には、チケット流通センターの全部または一部の運営を停止(以下「サービス停止」といいます。)できるものとします。
 - (1) チケット流通センターを運営するシステムの定期保守および緊急保守の場合
 - (2) 火災、停電、第三者による妨害行為等により、システムの運用が困難になった場合
 - (3) その他、ソフトウェアもしくはハードウェアの故障、不具合、誤作動または通信回線の障害等の事由により止むを得ずシステムの停止が必要と弊社が判断した場合
8. 弊社は、売り手または買い手が、前項各号の事由等によりチケット流通センターをご利用になれなかったとしても、売り手または買い手に発生した損害については、責任を負いたしません。なお、サービス停止前、買い手から弊社にチケット代金を入金済みの場合には、買い手の指示によりチケット代金を返却することがあります。
9. 弊社は、チケット流通センターに関するサービスの内容、品質、水準並びに安定した提供およびチケット流通センターの利用に伴う結果等について、一切保証いたしません。
10. 弊社は、チケット流通センター内にリンクされた第三者が運営するウェブサイトについて、いかなる保証もいたしません。また、弊社は、当該ウェブサイトの利用によりお客様に生じた損害に関して、一切の責任を負いません。
11. ユーザーと弊社との間における本利用規約に基づく契約が消費者契約法第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約における弊社の責任を全て免責する定めは適用されないものとします。ただし、消費者契約に該当し、かつ弊社が債務不履行または不法行為に基づき損害賠償責任を負うときであっても、弊社に故意または重過失のある場合を除いては、弊社は売り手および買い手のいずれに対しても、チケット代金相当額を超える損害賠償の責任を負わないものとします。
12. 本利用規約の準拠法は日本法とします。また、チケット流通センターの利用または本利用規約に関連して弊社とユーザーの間で紛争が生じた場合には東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 カスタマーサポート

1. カスタマーサポートを利用されるユーザーは、弊社所定のお問合せフォームからご連絡ください。それ以外の方法によるご対応はできかねますので、あらかじめご了承ください。

2. ご質問をされる前に「[はじめての方へ](#)」「[お取引の流れ\(システム説明\)](#)」「[よくある質問](#)」の各ページをご覧くださいませようお願い申し上げます。

2014年11月24日 制定

2024年2月14日 改定

チケット流通センター 法人売り手利用規約

第1条 適用範囲

- この規約は、株式会社ウェイブダッシュ（以下「弊社」といいます。）が運営するインターネットサービス「チケット流通センター」において、売り手となってチケットを販売する法人および個人事業主の会員（以下「法人売り手」と総称します。）と弊社との間に適用されるものとします。
- 法人売り手としての登録を申し込む者は、あらかじめチケット流通センター上に別途掲げるチケット流通センター利用規約および本規約に同意のうえ、次条の規定に従い登録を申し込むものとします。
- 本規約において特段の定めのない限り、本規約上の用語はチケット流通センター利用規約に従うものとします。

第2条 登録および登録資格

1. チケット流通センターで、法人売り手となろうとする者（以下「申込者」といいます。）は、登録申込書に必要事項を記入し、チケット流通センター利用規約および本規約に同意のうえ、登録申込書とともに次に掲げる資料の全てまたはこれらのうち、弊社が指定する資料を所定の方法により弊社に提出することにより、法人売り手の登録の申込みを行うものとします。会員登録は弊社が別途認める場合を除き、1法人につき1つのみとし、複数の会員登録および個人会員との併存登録を行ってはならないものとします。

- 法人の場合は、履歴事項全部証明書（3ヶ月以内の原本）
- 個人事業主の場合は、住民票の写し（3ヶ月以内の原本）および納税証明書
- 印鑑証明書（3ヶ月以内のもの）
- 古物商許可証（写し）
- 責任者または担当者の身分証明書（写し）

2. 弊社は、前項の書類を受領し、かつ、次条に規定する登録料が振り込まれた日から5営業日以内に弊社所定の審査を行い、その結果を所定の方法により通知するものとします。

3. 弊社は、申込者が以下のいずれかの項目に該当する場合、または弊社の審査基準を満たさない法人売り手の登録を承諾しないことがあります。弊社は、審査の内容に関する問い合わせについては、いかなる場合も回答いたしません。

- 古物商およびチケット商の免許を取得していない場合
- 過去にチケット流通センター利用規約および本規約違反等により法人売り手資格の取消処分を受けたことがあることが判明した場合
- 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合

(4) 自らまたは第三者を利用して、買い手等相手方に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどした場合

(5) 買い手等相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

(6) 自らまたは第三者を利用して、買い手等相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合

(7) 自らまたは第三者を利用して、買い手等相手方の業務または生活を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

(8) その他弊社が不相当と判断した場合

第3条 登録料

1. 申込者は、前条第1項の申込書および資料（以下「申込書等」といいます。）を提出すると同時に所定の登録料を弊社指定口座に振り込みにより支払うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

2. 申込者より前項の支払がなされない場合は、弊社は申込書等を受領した場合といえども、登録審査を行いません。

3. 前条第2項の審査において、同条第3項各号のいずれかに該当する、または弊社の審査基準を満たさないと弊社が判断したことにより登録がなされない場合は、第1項の登録料から登録審査手数料1万1000円（税込）を差し引いた残額を返金します。

4. 弊社の登録完了後においては、いかなる理由があっても登録料は返金いたしません。

第4条 法人売り手の遵守事項

1. 法人売り手は、本規約および利用規約ならびにそれらに付随する弊社からの書面および通知を遵守するものとします。

2. 本規約に規定のない事項に関しては、利用規約が適用されるものとし、本規約と利用規約が矛盾または抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

3. 法人売り手は、「特定商取引に関する法律」に基づく表示を行うものとし、チケットの返還について本規約の内容と異なる内容の表示を行っていた場合といえども、本規約もしくは利用規約の内容が優先して適用されることに異議なく同意するものとします。

第5条 法人売り手が負担する料金

法人売り手は、チケット流通センター利用規約および本規約等に従い、チケット流通センターの利用にあたり、弊社に対して以下のとおり支払うものとします。

(1) 本規約第3条に定める登録料

(2) [売り手が負担する料金](#)、[費用](#)に定める取引にかかる手数料および負担する費用

第6条 法人売り手の登録期間および更新

1. 法人売り手の登録期間は、登録完了日から起算して1年間とします。ただし、登録期間の満了日の1ヶ月前までに、法人売り手または弊社から相手方に対し所定の方法により反対の意思表示のない限り、1年毎の自動更新となります。

2. 前項の規定にかかわらず、登録の取消を希望する法人売り手は弊社に対し、所定の方法により登録の取消を請求することができ、弊社が当該法人売り手に対して、所定の方法により承諾をした場合、当該承諾時点で当該法人売り手の登録は取り消されるものとします。ただし、当該法人売り手が取引中の場合等弊社が登録取消を不相当と判断する事由がある場合には、当該事由が消滅するまで登録の取消はできないものとします。

3. 登録された法人売り手において、登録完了日（登録更新後の場合には当該登録期間に係る更新日）から1年以内にチケット流通センターでの掲載が1件もなされなかった場合は登録取消となる場合があります。

4. 登録更新時において本規約第2条第3項各号または弊社の審査基準を満たさないことが判明した場合には、登録更新をお断りする場合があります。

第7条 通知義務

1. 法人売り手は、本規約第2条第1項により弊社に提出した書類の記載事項に変更があった場合には、当該変更がなされた後すみやかに当該変更事項を記載した所定の書類および最新の証明資料を弊社宛に提出して当該変更の届出をするものとします。

2. 法人売り手が、前項の届出を怠ったために、弊社の法人売り手への通知または発送された書類が延着し、または送達しなかった場合には、通常送達すべき時に到着したものとみなします。

第8条 知的財産権

1. チケット流通センターに表示されている全ての文章、文字、画像、商標および標章等に関して発生する著作権、商標権その他の知的財産権は、弊社または弊社への許諾権者へ帰属しています。法人売り手は、これらについて、事前に書面による弊社の承諾を得ることなく、複製、公開、送信（送信可能化を含みます。）、頒布、譲渡、貸与、改変、転用等してはなりません。ただし、当該特別法人会員が自己に帰属する権利を行使する場合は除きます。

2. 法人売り手は、前項の規定に違反したことにより、弊社または弊社への許諾権者に損害、損失または費用が生じた場合には、これらの一切を補償するものとします。

第9条 禁止事項

1. 法人売り手は、チケット流通センターの利用に際して、チケット流通センター利用規約第2条および次の各号に掲げる行為等を行ってはならないものとします。万一、法人売り手がこれらの行為等を行った場合、弊社は当該法人売り手の登録を取り消すことができるものとします。

(1) 「チケット流通センター」上で、買い手となって行うチケットの購入

(2) 法人売り手の従業員の個人IDを利用したチケットの販売または購入

(3) チケットが法人売り手の手元のない状態での販売、座席未定チケットの販売および取引方法が同行募集による販売

2. 法人売り手が以下の事由に該当した場合、弊社は法人売り手の登録を取り消すことができるものとします。

(1) 古物営業法第6条各号に定める事実該当したこととなったとき

(2) 古物営業法第8条第1項に該当することとなったとき

(3) 監督官庁より、古物営業の許可を取り消し、または6月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部もしくは一部の停止命令を受けたとき

(4) 古物営業法第31条ないし第39条に定める罰則を受けたとき

(5) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、公租公課を滞納し催促を受けた場合または保全差押えを受けたとき

(6) 手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき

(7) 破産、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあったとき

(8) 合併、解散、清算または事業の全部もしくはその重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

(9) 天災等の不可抗力により本規約の義務の遂行が不可能となったとき

3. 前二項の登録の取り消し措置により、法人売り手に損害、損失または費用が発生したとしても、弊社は、何らの責任も負担しないものとします。

第10条 規約の変更

弊社は、事前の告知なしに本規約の全部または一部を改定することができるものとします。この場合、本規約の変更後に、チケット流通センターを利用した会員は、変更後の規約を承諾したものとみなし、変更後の規約が適用されるものとします。

第11条 準拠法、管轄

1. 本規約の成立および解釈その他チケット流通センターの利用に関しては、全て日本法が適用されるものとします。

2. 本規約の成立および解釈その他チケット流通センターの利用に関して生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2009年4月1日 制定

2024年2月14日 改定